



「量」と「質」の両面から、  
子ども・子育て支援新  
消費税増税分を活用

もっと効果的な子ども・子育て支援を。  
制度では、  
して子育てを社会全体で支えます。

## 支援の「量」を拡充！

必要とするすべての家庭が利用できる支援を目指します。

- 子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援を用意。  
教育・保育や子育て支援の選択肢を増やします。(地域の実情により異なります)
- 1人目はもちろん、2人目、3人目も安心して子育てできるように、教育・保育の受け皿を増やします。  
(待機児童の解消のため平成29年度までに新たに約40万人分の保育の受け皿を確保します)

### 利用できる主な支援

仕事や介護などで  
子どもをみられ  
ない日が多い

0~2歳



- 保育所
- 認定こども園
- 小規模保育
- 家庭的保育  
など

3~5歳



- 保育所
- 認定こども園  
など

ふだん家にて  
子どもと一緒に  
すごす日が多い

0~2歳



- 一時預かり\*
- 地域子育て  
支援拠点\*  
など

※3歳以上も利用可能です。

3~5歳



- 幼稚園
- 認定こども園  
など

- 保護者が昼間家庭にいない小学生の通う「放課後児童クラブ」や子どもが病気のときに預けられる「病児保育」などの支援も増やします。

## 支援の「質」を向上！

子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指します。

### 〈主な改善例〉

#### 幼稚園や保育所、認定こども園等の職員配置の改善

- 子どもたちにより目が行き届くように、職員1人が担当する子どもの数を改善します。  
(例えば、3歳の子どもの職員割合を、  
現行の20人に対して1人から、  
15人に対して1人にする等)

#### 幼稚園や保育所、認定こども園等の職員の処遇改善

- 職員の処遇改善を行い、職場への定着及び質の高い人材の確保を図ります。

#### 放課後児童クラブの充実

- 18時半を超えて開所するクラブに必要な費用を支援することで、小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になる「小1の壁」の解消を図ります。



※児童養護施設など社会的な養護を必要とする子どもたちが生活する施設などの改善にも消費税が使われます。